

仕様書（案）

（企画提案時）

本仕様書は「欧米豪向け観光プロモーション動画及び福岡市観光素材等制作業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市をいい、乙とは提案者をいう。

1 件 名

欧米豪向け観光プロモーション動画及び福岡市観光素材等制作業務委託

2 業務の趣旨・目的

ターゲットとなる欧米豪旅行者や高付加価値旅行者に対して、旅マエにおける福岡市の認知を高めるための動画を制作し拡散することで、来訪するきっかけやイメージ向上となるようなプロモーションを実施するもの。

また、福岡市に来訪した国外・国内旅行者が福岡空港などにおいてファーストビューで接した際に印象に残るような広告の制作、および素材となる市内観光地の写真撮影を行うもの。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務の概要

動画制作については、旅マエにおいて訪日旅行を検討しているターゲットの嗜好や文化などを踏まえて、福岡市に興味を持ってもらうきっかけとなる動画を制作すること。またそれと併せ、興味を持ったターゲットが引き続き見たいくなるような福岡市のナイトコンテンツ・食・自然をテーマとした動画を制作すること。制作した動画は、甲が保有するオウンドメディア（*1）への掲載を想定しているが、本オウンドメディアに限らず、多様な広報媒体を用いた拡散施策を行うこと。

*1：オウンドメディアは以下を想定している

- ・YouTube：fukuoka360 (https://www.youtube.com/channel/UCqSeVpni3ITL_PbUCIRFw7g)
- ・Instagram：fukuoka360 (<https://www.instagram.com/fukuoka360/>)
- ・Web サイト：福岡市外国人向け観光情報サイト (<https://gofukuoka.jp/>)
- ・デジタルサイネージ：交通結節点や市内各所に設置されたサイネージ

福岡市観光素材等制作については、福岡市が推進する観光コンテンツ（屋台、Fukuoka East & West Coast、福岡城、博多旧市街など）のほか、ランドマークとなるスポットの写真撮影を行い、その素材等を活用した広告媒体のグラフィックデザインおよびキャッチコピーを制作すること。広告媒体は、福岡空港など市内の交通結節点における壁面広告や観光案内所・旅行博等にて掲出するポスターなど国外・国内旅行者が目にするものを想定している。

5 業務の内容

(1) 動画制作・拡散施策

① 福岡市に興味を持ってもらうきっかけとなる動画

- ア 視聴してもらうことを最優先とし、他の観光動画に埋没せず、印象に残るような動画とすること。ただし、ターゲットの嗜好や文化を踏まえること。
- イ 制作した動画について、甲のオウンドメディアのみならず、多くの人が目にするような PR キャンペーンを行うなどターゲットに有効となるような具体的な拡散施策を示すこと。
- ウ 制作本数は横型動画 1 本（長尺）、縦型動画 1 本（短尺）とするが、具体的な放映時間についてはターゲットの視聴行動や掲載を想定するウェブメディア・SNS などを分析したうえでの提案とすること。

② 福岡市のナイトコンテンツ・食・自然をテーマとした動画

- ア 福岡市のナイトコンテンツ・食・自然をテーマにした動画をそれぞれ制作すること。
- イ ①の動画を視聴した人が引き続き見たいくなるような動画とすることから、①とトナリを合わせる。
- ウ 制作本数はテーマ毎に横型動画 1 本、縦型動画 1 本の計 6 本とするが、具体的な放映時間についてはターゲットの視聴行動や掲載を想定するウェブメディア・SNS などを分析したうえでの提案とすること。

③ 上記①、②に係る共通事項

- ア 必要に応じてモデル等を起用することとし、本事業終了後も継続的に動画を使用する予定であることから、出演者の肖像権等に関する調整を行い、完全フリーな動画を納品すること。
- イ 横型はアスペクト比 16 : 9（1,920×1,080px）、縦型は主にスマートフォンで視聴することを想定したアスペクト比 9 : 16（1,080×1,920px）とする。
- ウ テロップは多用せず、ノンバーバルでも通じる情報発信を意識すること。テロップを使用する場合、言語は英語とし、ネイティブスピーカーによる確認を行うこと。
- エ 動画の雰囲気やコンセプトに合った BGM を設定すること。
- オ 動画の視聴意欲を引き立てるようなサムネイルを作成すること。また、甲のオウンドメディアのうち、SNS 投稿用の文案を制作するほか、Web サイト（福岡市外国人向け観光情報サイト）掲載用の動画内で取り上げたスポットなどを紹介する記事を動画毎に制作すること。
- カ 福岡市の現在の魅力を伝えるため、原則として映像は新たに撮影することとするが、必要に応じて市と協議の上、既存動画や画像を活用することも可とする。なお、既存動画や画像を活用する場合の権利関係の許諾手続きは受注者において行い、使用料等についても事業費内に含めること。
- キ 制作にあたっては、撮影日程のアポイントを含め、各施設・スポットに対する内容確認（撮影にかかる対価支払い等も含む）、Web サイトや SNS への掲載に関する一切の調整を行い、同意を得ること。撮影にかかる費用はすべて事業費内に含めること。
- ク 動画の完成までに、甲による複数回の内容確認や修正等の指示を受けること。
- ケ 甲のオウンドメディアへの投稿及びデジタルサイネージへの放映手続きは甲にて行うものとする。

④ 企画提案内容

- ・本業務は、制作した動画をより多くの人に視聴してもらうことを目的としていることから、動画制作と拡散施策の一体的な戦略を定めて示すこと。その戦略内にある動画制作については方針やコンセプトを、拡散施策については手法など含めた具体的な提案を行うこと。
- ・ターゲットは欧米豪全体であるが、注力する国について各国の市場規模や消費の観点等から数か国に絞り、詳細の国名を根拠と共に提案とすること。
- ・「福岡市に興味を持ってもらうきっかけとなる動画」については、横型・縦型の構成（放映時間など含む）・絵コンテを作成し、提示すること。
- ・「福岡市のナイトコンテンツ・食・自然をテーマとした動画」については、「食」のテーマを事例に、横型・縦型の構成（放映時間を含む）・絵コンテを作成し、提示すること。
- ・動画のトンマナを示すために、乙が過去に制作した既存の動画で類似するものを提示すること。企画書には該当動画のQRコードを記載し、二次審査（オンラインプレゼンテーション）では該当動画を放映すること。ただし、トンマナとして示すために乙が制作していない動画を提示する場合は、“レファレンス動画”として記載し、1つのみ示すこと。
- ・動画の撮影から編集、納品までのスケジュールを記載すること。
- ・以上を踏まえたKPIについて、総再生回数100万回、視聴維持率60%、（広告配信を行う場合）クリック率8%を最低目標値とするが、乙が提案する拡散施策等を踏まえ、最低目標値を超える見込みがある場合はその数値を提案すること。また、それ以外のKPIもあれば併せて提案すること。

（２）福岡市観光素材等制作

① 観光素材の撮影

- ア 甲のオウンドメディアや（２）②の広告媒体で使用するなど、国内外をターゲットとした様々な活用が想定されるため、各素材最低50枚撮影し納品すること。
- イ 撮影箇所については福岡市が推進する観光コンテンツ（屋台、Fukuoka East & West Coast、福岡城、博多旧市街など）のほか、ランドマークとなるスポットを想定しているが、受託後に甲と協議の上決定するものとする。なお、屋台については中洲・天神・長浜エリアの3か所を、Fukuoka East & West Coastについては志賀島・北崎の2か所を各素材として撮影すること。
- ウ 屋台などの賑やかさや観光スポットの体験コンテンツを演出する写真の撮影についてはモデルを起用するほか、ドローンなど空撮を含めて写真撮影にはバリエーションをもたせること。

② 広告媒体の制作

- ア 国外・国内旅行者に対してファーストビューで印象づけ、福岡市への旅行意欲喚起や都市としてのプレゼンスを高めるような広告媒体を制作すること。制作にあたっては①で撮影した写真素材を活用するほか、印象に残るキャッチコピーを考案のうえ、デザインに落とし込むこと。なお、広告媒体は、福岡空港内の壁面広告および観光案内所・旅行博等にて掲出するポスターとする。
- イ 空港内壁面広告は、福岡空港の国内線・国際線の到着ターミナルにおいて、到着する国内外旅行者に訴求する広告媒体をそれぞれ制作することとする。なお、国内線広告のサイズはW4,000mm×H2,670mm およ

びW9,000mm×H1,200mm、国際線広告のサイズはW7,500mm×H2,850mmであることから、サイズに合わせた広告媒体のデザインデータを制作すること。なお、広告デザインは年度途中で入れ替えることも想定していることから、国内線用・国際線用を各2種類制作することとし、それぞれのターミナル利用者の属性に沿ったデザインを意識すること。

- ウ ポスターは、国内外において福岡市をPRするために旅行博や観光案内所、MICE 関連の誘致施策など幅広い用途で使用する見込みである。制作するポスターは最低3種類とし、そのうち1種類は屋台に関するもの、そのほかターゲットや用途を踏まえたうえで2種類以上は制作すること。屋台については賑わいを演出するためにモデルを起用し、撮影の対価を支払うこと。
- エ 媒体の印刷費・掲出料は当該事業内ではないが、発色等を確認するために適宜仕上がりイメージが分かるサンプルを示すこと。

③ 企画提案内容

- ・ 広告媒体について、日英表記のコピーを含んだ実際のグラフィックイメージを、空港内壁面広告（国際線の1種類）及びポスター（屋台の1種類）それぞれ提示すること。
- ・ 有効的な KPI があれば提案すること。

（3）効果検証

動画制作及び拡散施策について、広告やキャンペーンの効果等を分析して数値化し、随時報告を行うこと。期間途中であっても、分析の結果、見直しが必要であると判断した場合は、手法等について再検討を行うこと。実施後は本業務を通して得られた成果・課題等を分析し、次年度以降のプロモーションのあり方について PDCA サイクルを回すための具体的な改善案を示すこと。

（4）自由提案

本仕様書に記載する事項以外に、本事業の目的達成に効果的と考えられる追加提案がある場合は、予算内で提案すること。その際、提案内容に応じた KPI を設定すること。

（5）報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、（3）の効果検証の内容について詳細に記載すること。

（6）成果物

- ・ 動画データ一式（MP4 及びWMV形式）
 - ※テロップ等がない白素材も納品することとしmov形式とすること。
- ・ サムネイル画像データ一式（jpeg形式）
- ・ オウンドメディア投稿文案（SNS及びWebサイト、日本語及び英語、Word/Excelのように編集できる形式）
- ・ 観光素材データ一式（jpeg形式、aiデータ）
- ・ 報告書（PDF形式）

(7) 納品場所

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光マーケティング課

(8) その他

- ① 事業者決定後に、動画構成・内容等の修正や、協議の上決定する事項が複数想定されることを留意しながら業務を遂行すること。
- ② 本仕様書6以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ③ 各業務にかかる一切の経費は、全て委託費に含むものとする。
- ④ 上記5の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえること。
- ⑤ 当該体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。

6 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

7 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、8(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

8 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(4) その他

- ・契約方法にあたっては、甲とそれぞれ個別に締結するものとし、締結にあたってはそれぞれの契約規則等に則るものとする。
- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・委託契約金額には、通信費、燃料費、人件費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等業務に係る必要経費の一切を含む。
- ・本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むは、甲に帰属する。
- ・乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

（1）個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（2）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（3）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

（4）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（5）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が

適用される場合があること。

- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。